

SORACOM IoTストア 委託販売品購入規約

第1条（目的及び適用範囲）

- SORACOM IoTストア 委託販売品購入規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ソラコム（以下「当社」といいます。）が運営するSORACOM IoTストア（以下「IoTストア」といいます。）において、当社が出品者の販売代理人として販売する物品及びサービスを購入する際に適用される条件を定めるものです。
- 本規約は、IoTストアにおいて当社が自ら販売する物品及びサービスには適用されません。当社が自ら販売する出品物品及びサービスには、別途当社が定める物品販売規約及び各サービスに関する契約約款・規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- 「出品者」：当社との出品規約に基づき、IoTストアを通じて委託販売品を販売する事業者をいいます。
- 「出品物品」：出品者がIoTストアを通じて販売するハードウェア、デバイス、機器その他の物品をいいます。
- 「出品サービス」：出品者がIoTストアを通じて販売するSaaS、ソフトウェア、APIその他のサービスをいいます。
- 「委託販売品」：出品物品及び出品サービスの総称です。
- 「当社ウェブサイト」：IoTストアをはじめ、当社が運営するウェブサイトをいいます。
- 「購入等契約」：お客様と出品者との間で成立する委託販売品の購入又は利用に関する契約をいいます。
- 「出品者規約等」：各委託販売品について出品者が定める利用規約、ライセンス条件、保証条件その他の条件をいいます。

第3条（同意）

- お客様は、委託販売品を購入するにあたり、本規約のほか、各委託販売品について説明した当社ウェブサイト上の商品ページ上の諸条件、各委託販売品に適用される出品者規約等を確認のうえ、これに同意するものとします。
- 当社の役割及び責任範囲に関する本規約の定めは、出品者規約等によって変更されないものとします。

第4条（本規約の変更）

- 当社は、本規約を変更することがあります。変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示その他当社所定の方法により変更内容を告知します。
- 変更後の本規約の効力発生日以降にお客様が委託販売品を購入した場合、お客様は変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第5条（当社の役割）

1. 当社は、IoTストアというプラットフォームを提供する立場であり、購入等契約は、お客様と出品者との間で直接成立します。
2. 当社は、委託販売品の提供主体ではありません。当社は、委託販売品の品質、安全性、機能、可用性、セキュリティ、適法性その他の事項について保証を行いません。それらの事項については、各出品者に直接お問い合わせください。
3. 委託販売品に関して当社が行う業務は、注文受付、購入代金の収納及び出品物品の発送に限られます。

第6条（購入等契約の成立）

1. 当社は、お客様に対して、お客様が委託販売品の購入にあたり負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか 否かを出品者又は当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合は発注を承諾しないことがあります。なお、承諾は電磁的方法により行われます。
 - (1) お客様が本規約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (2) お客様に対する委託販売品の提供により、出品者、当社又は他のお客様の信用又は利益を損なうおそれがあるとき
 - (3) お客様に対する委託販売品の提供により、出品者、当社もしくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
 - (4) お客様に当社又は出品者との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又はお客様もしくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。
 - (5) 当社又は出品者がお客様との契約を解除したことがあるとき。
 - (6) お客様が当社又は出品者に対し虚偽の事実を通知したとき又は第17条の表明又は保証に反するおそれがあるとき。
 - (7) 発注に際し、お客様が支払い手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
 - (8) お客様が委託販売品を購入する意思がない、もしくは委託販売品を適切に利用する意思が無いと当社が認めたとき。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、委託販売品の在庫がないときは、その発注の承諾を延期することがあります。

第7条（氏名等の変更の届出）

1. お客様は、氏名及び住所又は居所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、電子メールアドレス、請求書の送付先、当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社に対し、直ちに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. お客様が第1項に規定する変更を当社に届け出ないときは、当社がお客様から届出を受けている氏名、名称、住所もしくは居所への郵送あるいは電子メールアドレスへの電子メールの送信を行った場合は、当該通知はお客様に対して有効に行われたものとみなします。

第8条（禁止行為）

本規約のほかの規定において定めるものに加え、お客様は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置への違反
- (2) 公の秩序又は善良の良俗を害すること
- (3) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力をする事
- (4) 犯罪による収益の移転行為及びこれを助長、幫助等すること
- (5) 第三者へのなりすまし又は意図的に虚偽の情報を送信すること
- (6) 購入する意図なく委託販売品の購入を申し込むこと
- (7) 正当な理由なく出品物品を受け取らないこと
- (8) 正当な理由なく返品等をする事
- (9) 自己取引、関係者内での内部取引、架空取引
- (10) 当社、当社のグループ会社、出品者その他第三者の権利を侵害すること
- (11) 不正アクセス行為、又はこれを助長する行為
- (12) 本件ウェブサイトの誤作動を誘引すること
- (13) 本件ウェブサイトが通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、又は、通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、又は頒布
- (14) 当社、当社のグループ会社又は出品者のサーバー、コンピュータ等に過度の負担をかけること
- (15) 当社、当社のグループ会社、又は出品者その他第三者にコンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信し、又は流布すること
- (16) 本件ウェブサイトの運営を妨げること
- (17) 不正な目的をもって、本件ウェブサイトを利用すること
- (18) 本規約もしくは出品者規約等に違反し、又は、本件ウェブサイトの趣旨目的に反すること
- (19) その他当社が不適切と判断すること

第9条（出品物品の納入）

1. 当社は、当社指定の運送業者によって出品物品を納入します。なお、お客様が本件ウェブサイトにおいて複数の出品物品を同時に発注された場合、当社はその裁量により、当該発注にかかる出品物品が全て発送できる状態になってから発送することができるものとします。
2. 当社は、出品物品の発送日又は到着日をお客様にお知らせすることがありますが、当該発送日又は到着日は目安であり、法的拘束力を持つものではありません。
3. お客様は、出品物品が納入された後、速やかに、品名、数量、外観及び機能に誤り・不具合がないかを確認するものとし、かかる誤り・不具合があった場合は速やかに当社に申し出るものとします。

第10条（代金の支払い）

1. お客様は、委託販売品の代金に消費税及び地方消費税を加えた金額を、当社が指定する方法により当社に支払うものとします。
2. お客様が代金の支払いを遅延した場合、当社は、支払い期日の翌日から完済まで年率14.5%の割合で計算した遅延損害金を請求できるものとします。

第11条（出品サービスの利用開始）

1. 出品サービスについては、購入等契約の成立後、出品者がアカウントの発行、アクティベーション、プロビジョニングその他必要な手続きを完了した時点で利用可能となります。契約者は、別途出品者との間でかかる手続きを行うものとします。
2. 出品サービスの利用条件、提供水準（SLA等）及び制限事項は、出品者規約等に従います。
3. 出品サービスにおいて、出品者が定期メンテナンス又は緊急メンテナンスを実施する場合があります。出品者は、可能な限り事前にお客様に通知するものとします。メンテナンスに伴う出品サービスの一時停止又は制限について、当社は責任を負いません。

第12条（委託販売品のサポート）

1. 委託販売品に関するサポート、問合せ対応は、出品者規約等に従い、出品者が行います。お客様は、委託販売品に関する問合せを出品者に対して行うものとします。
2. 当社は、お客様からの問合せについて、必要に応じて出品者への取次ぎを行うことがありますが、問合せ対応自体の責任を負いません。

第13条（返品・返金）

1. 委託販売品に関する返品・交換、返金等の条件及び手続きは、出品者規約等に従います。
2. 返品・返金の対応は出品者の費用と責任で行われます。当社は、専ら当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、返品・返金について責任を負いません。

第14条（掲載情報）

本件ウェブサイトにおいて掲載される委託販売品に関する情報（価格、仕様、画像等を含みます。）は、出品者が提供するものです。当社は、かかる情報の正確性、完全性及び最新性について保証しません。

第15条（お客様情報の提供）

1. 当社は、購入等契約の円滑な履行（出品サービスのアカウント発行、サポート提供、トラブル対応等を含みます。）のために必要な範囲で、お客様の情報（氏名又は名称、住所、連絡先等）を出品者に提供します。
2. お客様は、委託販売品の購入をもって、前項の提供に同意したものとみなされます。
3. 出品者によるお客様情報の取扱いについては、出品者のプライバシーポリシーに従います。当社は、出品者によるお客様情報の取扱いについて責任を負いません。

第16条（当社の免責）

1. 当社は、委託販売品の不具合、セキュリティ侵害、知的財産権の侵害、法令違反その他委託販売品に起因する損害について、責任を負いません。
2. 当社は、出品者の信用、資力、適格性について保証せず、出品者の債務不履行その他の行為について責任を負いません。
3. 当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は、現実生じた通常生ずべき損害に限り、逸失利益及び特別の事情から生じた損害は含まれません。また、当社の賠償額の上限は、損害が生じた時点から直近3か月間に当該お客様が当社に支払った委託販売品の代金の総額とします。
4. 天災地変、戦争・暴動・内乱、テロ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、通信回線の事故、サイバー攻撃その他当事者の責に帰し得ない不可抗力事由による履行の遅滞又は不能が生じた場合、当該当事者は責任を負わないものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。）又は次のいずれかに該当する者（以下併せて「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者（以下「暴力団関係者」といいます。）がいること。
 - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称します。）が経営に関与していること。
 - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
 - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
 - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本規約に基づく契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
 - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
 - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第18条（権利義務の譲渡）

1. お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、本規約により生じる権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供することはできないものとします。
2. 当社は、(a) 合併、買収、又は当社資産の全部もしくは大部分の売却に関連する場合、又は (b) 当社のいずれかの関連会社を相手先とする場合、もしくは企業組織再編成の一環として行う場合には、お客様の同意なくして、本規約により生じる契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとします。かかる譲渡がなされた時点で、譲受人は、本規約に基づく契約の当事者として当社に代わるものとみなされ、当社は本規約に基づき履行すべきすべての義務及び責務から完全に免れるものとします。前記に従うことを条件として、本規約は、両当事者ならびに各々の許可された承継人及び譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を有するものとします。

第19条（輸出管理）

1. お客様は、委託販売品を外国に輸出等（輸出等とは、貨物の輸出（輸出を前提とする国内取引を含む。）及び非居住者への技術の提供をいう。）する場合、外国為替及び外国貿易法とその関連政省令等（以下「外為法等」という。）を遵守するものとします。
2. お客様は、輸出等を行う場合は、自らの責任において手続きを行うものとし、外為法その他日本及び各国法令の規制に該当する貨物又は該当する技術を輸出等する場合は、必要な輸出許可ないし役務取引許可を取得のうえ、輸出等しなければならないものとします。

3. お客様は、お客様がEntity List、Denied Persons Listその他のいかなる米国もしくは欧州連合の禁止又は制限リストにも掲載されていないことを表明及び保証するものとします。
4. 当社は、委託販売品に関して、該非判定書、パラメーターシートその他輸出関連書類のご用意はいたしません。かかる書類に関する問合せは出品者に対して直接行ってください。
5. 当社は、当社における法令遵守のために必要な場合は、お客様に対して情報（委託販売品の転売先及び用途の情報を含む。）の提供を要求することができるものとします。

第20条（解除）

1. 当社は、お客様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、直ちに本規約に基づく契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約又は出品者規約等に違反し、当社から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違反を是正できなかったとき
 - (2) 本規約又は出品者規約等に違反し、その違反を是正できないことが明らかであるとき
 - (3) 正当な事由なく期間内に本規約又は出品者規約等に基づく債務を履行する見込みがないとき
 - (4) 第17条の表明又は保証に反したとき
 - (5) 天災地変その他不可抗力により本規約に基づく債務の履行が困難となったとき
 - (6) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続きもしくは会社更生手続き開始の申立てがあったとき又はこれらと同様のおそれが生じたとき
 - (7) 監督官庁より営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき
 - (8) 当社又はその関連会社含む第三者に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - (9) その他、本規約に基づく契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
2. お客様は、前項第5号から第7号までに該当するとき等の経営状態に著しい変動を来たしたとき又は来たすおそれのあるときは、直ちに当社に通知するものとします。
3. お客様は、自らが第1項各号（但し、第5号を除く。）に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本規約に基づき負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、残債務を直ちに当社に支払うものとします。

第21条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約のほかの条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第22条（準拠法・管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上